標準報酬と保険料

標準報酬月額と標準賞与額

健康保険の保険料は、被保険者の収入に応じて決められます。しかし被保険者の収入は残業などによって月々異なりますので、収入額をそのまま計算の基礎としますと、毎月の保険料計算が大変です。

そこで、計算しやすいように58,000円（1等級）から1,390,000円（50等級）までの50等級に区分した仮の報酬を定め、被保険者の給料（通勤手当など各種の手当を含む）をこれにあてはめて保険料を計算することになっています。

この50等級に区分された仮の報酬を「標準報酬月額」と呼んでいます。

標準報酬月額は保険料の計算だけでなく、病気やけがで会社を休んだときの傷病手当金、出産のため会社を休んだときの出産手当金等の給付金を計算する基礎としても用いられます。

また、総報酬制の導入に伴い、ボーナスからも毎月の保険料と同じ率の保険料を納めます。ボーナスからの保険料については、「標準賞与額」を定めて計算します。標準賞与額は賞与から1,000円未満の端数を切り捨てた額（年度累計573万円が上限）となります。

標準報酬月額が改定されるとき

標準報酬月額は事業所に採用されたときに、まず初任給（通勤手当等を含む）をもとに決められます。以後毎年1回、あるいは給料が大幅に変わったときなどに改定されることになっています。

就職したとき（資格取得時決定）

初任給等を基礎にして、標準報酬が決められます。

毎年7月現在で（定時決定）

標準報酬は、原則として全被保険者について、毎年1回、4月、5月、6月の3か月の給料をもとに7月1日現在で見直されます。これを定時決定と呼んでいます。

定時決定で改定された標準報酬は、ベースアップなどで給料が大幅に変わったときを除き、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間、保険料計算などに使われます。

給料が大幅に変わったとき（随時改定）

ベースアップや昇給などで、毎月受ける固定的賃金が変わったときや賃金体系が変更されたときで、その後3か月間に受けた給料等が大幅に変動（従前と比べて標準報酬に2等級以上の差）したときは、そのつど標準報酬が改定されます。これを随時改定と呼んでいます。

産前産後休業が終わったとき（産前産後休業終了時改定）

産前産後休業を終了して職場復帰した被保険者が、短時間勤務等により報酬が変わった場合は、被保険者の申し出により、標準報酬が決め直されます。

育児休業等が終わったとき（育児休業等終了時決定）

育児休業等を終了して職場復帰したとき、被保険者が3歳未満の子を扶養している場合、短時間勤務等により報酬が変わった場合に、被保険者の申し出により、標準報酬が決め直されます。

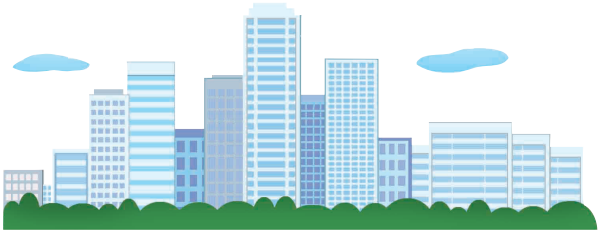

保険料

保険料は毎月、標準報酬月額に保険料率(1000分の30 ～ 1000分の130)を乗じて計算されます。保険料率は、各健康保険組合の財政状況によって、それぞれ異なります。

当組合の調整保険料を含めた保険料率は1000分の82で、そのうち被保険者が1000分の41を、事業主が1000分の41をそれぞれ負担しています。

保険料は病気などで会社を休んで給料が支給されないとき（傷病手当金が支給されます。）も、被保険者資格がある間は負担しなければなりません。ただし、育児・介護休業法による育児休業期間中および産前産後の休業期間中は、健康保険組合に申し出ることにより、被保険者負担分・事業主負担分が免除されます（育児休業日数等の要件があります）。

健康保険の保険料は「基本保険料」と「特定保険料」に分けられています。特定保険料とは、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金など、高齢者等の医療を支えるために健康保険組合が支払う費用にあてる保険料のことで、高齢者等にどの程度支援が行われているのかが、わかりやすくなっています。（巻末「保険料月額表」参照）

基本保険料 被保険者と被扶養者の医療給付、保健事業などにあてる保険料

特定保険料 高齢者等の医療を支える費用にあてる保険料

調整保険料

全国の健康保険組合が共同で、高額な医療費の共同負担事業と財政の苦しい健康保険組合への助成事業および納付金等の過大な負担を緩和する事業を行っています。

各健康保険組合は、この共同事業の財源として保険料を拠出しています。これを調整保険料といいます。当組合の令和6年度の調整保険料率は1000分の1.30です。

■当組合の保険料率

	健康保険料率	介護保険料率
被保険者負担	$\frac{41}{1000}$（4.1%）	$\frac{10}{1000}$（1.0%）
事業主負担	$\frac{41}{1000}$（4.1%）	$\frac{10}{1000}$（1.0%）
合　　計	$\frac{82}{1000}$（8.2%） 調整保険料率を含む。	$\frac{20}{1000}$（2.0%） 40～64歳の被保険者が負担。

当組合の保険料月額表は巻末に掲載しています。